

令和 8 年度 家庭系燃やせるごみ指定袋配送業務及びごみ処理手数料
徴収業務委託（小矢部区域）仕様書細目

1 目 的

この仕様書細目は、令和 8 年度指定袋配送業務及びごみ処理手数料徴収業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）について業務内容等詳細事項を定めるもの。

2 指定袋配送業務の細目

(1) 指定袋の受領・管理

- ① 乙は、甲が指定する指定袋製作者に指定袋の配送を依頼し、納入を受けるものとする。なお、その場合の依頼頻度については、月 2 回程度を目途とする。
- ② 乙は、取扱店からの注文に対し、いかなるときも指定袋が欠品しないよう、適量（1 ヶ月程度の配送取扱量）の在庫を適正管理できる保管場所を確保し、併せて在庫管理を随時適切に行うものとする。

(2) 指定袋の配送

- ① 配送日は、原則として月曜日（前週金曜日午前中までに配送依頼があったもの）、水曜日（前日午前中までに配送依頼があったもの）、金曜日（前日午前中までに配送依頼があったもの）とし、これらの配送日が年末年始又は国民の祝日の場合は翌営業日とする。
なお、上記以外の配送依頼についても、可能な限り対応するものとし取扱店の利便性向上に考慮すること。
- ② 配送依頼受付日及び時間は、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号。以下「祝日法」という。）に規定する休日を除く月曜日から金曜日までの午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、FAX は 24 時間対応とする。
- ③ 指定袋の取扱い単位は全種類とも 1 箱（10 枚/袋×50 袋）とする。
- ④ 取扱店が正当な理由なく手数料を納付しない場合で、当該取扱店から新たな配送依頼があったときは、手数料の納付を確認した後に当該新たな配送を行うものとする。

(3) 準備期間と引継ぎ

① 仕様書第 4 項但し書きに規定する準備期間

令和 8 年 4 月 1 日以降、間断なく取扱店に指定袋を供給するため、甲の指示に従い 3 月中に仕様書第 6 項に規定する「指定袋配送管理システム」を乙のパソコンにセットアップし運用テスト等を行い、業務を確実に行えるようにすること。

併せて乙は、甲と前年度受託者との 3 者による引渡確認書に基づき残余指定袋の引き渡しを受け、これを乙の保管場所へ搬出することとし、当該運搬に係る経費は乙の負担とする。

② 契約期間満了後の指定袋引き渡しについて

乙が管理する指定袋は、契約期間満了後に甲の確認・指示を得て、翌年度に本業務を受託する者が、乙の指定する場所から搬出するものとし、当該運搬に係る経費は翌年度受託者の負担とする。

③ その他

配送車両及び配送先での賠償などに対応できる十分な任意保険、賠償保険などに加入するものとし、乙と取扱店間の配送業務については、乙の責任の上で行うものとする。

3 ごみ処理手数料の徴収業務の細目

(1) 手数料の徴収

① 乙は、指定袋を取扱店に配送、納品する際、別表に掲げる手数料の額から、納入数量につき、指定袋取扱手数料として指定袋大及び指定袋中は5%、指定袋小については10%に相当する額を差し引いた額を取扱店から徴収するものとする。

② 取扱店からの手数料徴収方法は現金収納を原則とする。ただし、取扱店が大規模法人等で現金による徴収が困難な場合、乙が指定する金融機関への振込みにより徴収することができる。この場合の振込手数料は乙と取扱店が協議し、いずれかが負担するものとする。

なお、乙と取扱店の収納事務処理は乙の責任において行うものとする。

(2) 報告と管理

① 乙は、毎月5日までに、前月中に取扱店に納品した種別・取扱店別の指定袋の数量等について、甲が指定する帳票及び提出を求めるデータを、指定袋配送管理システムからEメールにより、甲へ報告するものとする。

② 乙は、徴収したごみ処理手数料について、甲が発行する納入通知書により、毎月指定された期日までに受託歳入計算書を添えて甲が指定する金融機関に払い込むものとする。

ただし、支払日が土曜日、日曜日又は祝日法に規定する休日、その他当該金融機関の休業日に当たるときは、これらの日の翌日とする。

③ 経費の負担区分

受託業務履行上必要な経費〔車両、パソコン、FAX、事務用品（振込手数料、請求書、領収書及び収入印紙等含む）及び人件費等〕は乙の負担とする。

④ 徴収証拠書類の保管

乙は徴収した当該年度のごみ処理手数料に係る証拠書類を整理保管し、次年度本業務受託者に引き継ぐこと。なお、引き継いだ受託者は当該書類を、ごみ処理手数料を収納した日の属する年度の翌年度の初日から起算して7年間保管すること。

別表

ごみ処理手数料		
指定袋 大	1袋につき	30円
指定袋 中	1袋につき	20円
指定袋 小	1袋につき	10円